平成２７年（フ）第２２３号
京都市西京区桂稲荷山町84番地
債務者　石原　道代
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１６号
兵庫県多可郡多可町加美区熊野部341番地１
債務者　山本　　保
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第１７号
兵庫県多可郡多可町加美区熊野部341番地１
債務者　山本　正子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第３６号
松江市宍道町西来待2011番地
債務者　曽田　京子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８号
島根県雲南市木次町里方1021番地
債務者　深田　郁雄
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２９号
広島市安佐南区山本５丁目17番23号
債務者　青木　和広
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３０号
広島市安佐南区山本５丁目17番23号
債務者　青木加代美
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３２号
香川県高松市新北町８番21―201号　オレンジコート
債務者　平井　和規
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３６号
福岡県大牟田市諏訪町２丁目25番地　Ｋコーポハウス202
債務者　溝上　　董
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第５９０号
千葉県松戸市栄町５丁目304番地の８　栄町ハイツ101号
債務者　宮本　　守
1　決定年月日時　平成27年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９６号
仙台市宮城野区榴岡４丁目６番22―702号
債務者　阿部真奈子（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
宮城県亘理郡亘理町逢隈牛袋字谷地添155番地３　アルテールＣ―201
債務者　岡田　　淳（旧姓玉手）
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１４８号
仙台市若林区南小泉３丁目10番２号　恵荘204
債務者　鎌田　幸彦
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
仙台市太白区日本平11番22号
債務者　大川美津枝
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７１号
宮城県宮城郡利府町葉山１丁目52番地１　葉山住宅301号
債務者　阿部　博子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１０６号
千葉県船橋市夏見３丁目26番15―104号
債務者　三澤　未保
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第６０号
岐阜県山県市西深瀬947番地１
債務者　大道　賢治
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１０６号
神戸市垂水区東垂水１丁目４番５―102号
債務者　岡本冨士子
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
神戸地方裁判所第３民事部